

第35回岐阜地方裁判所委員会，第34回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和2年12月23日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 地裁委員会委員

朝田憲祐，五十川誠，齋智人，岡本敏美，子安秀宜，出口博章，永野圧彦，
福井康博，森裕之，安田佳樹（五十音順，敬称略）

(2) 家裁委員会委員

川田基弘，佐藤功，志摩一樹，杉原朱美，鈴木亨，永野圧彦，山賀寛，山田
哲也，横井由美子（五十音順，敬称略）

4 議事

(1) 新委員の紹介

（地裁委員）朝田憲祐，五十川誠，齋智人，岡本敏美，志水美和子（欠席），
安田佳樹

（家裁委員）佐藤功，横井由美子，志摩一樹，山田哲也

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の岐阜地方裁判所委員会及び岐阜家庭裁判所委員会の振り返り

地裁事務局総務課長及び家裁事務局総務課長から前回の委員会を踏まえた岐
阜地方・家庭裁判所における取組状況について説明した。説明要旨は，別紙第
1のとおり。

(4) 岐阜地方・家庭裁判所における一般的な感染防止対策及び裁判所固有の手續 に当たって執られた施策の説明並びに庁内視察

地裁事務局総務課課長補佐が岐阜地方・家庭裁判所全体で執られた感染防止
対策について説明した。その後，民事訟廷管理官，刑事訟廷管理官及び家裁訟

廷管理官から裁判所固有の手續に当たって執られた施策を説明し、引き続き、
庁舎内の感染防止対策の状況を視察した。

(5) 岐阜地方・家庭裁判所全体で執られた感染防止対策についての意見交換

意見交換（テーマ「岐阜地家裁における新型コロナウイルス感染症拡大防止
策について」）の要旨は、別紙第2のとおり。

5 次回期日

（地裁委員会） 令和3年7月9日（金）午後1時30分

（家裁委員会） 令和3年6月30日（水）午後1時30分

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定（地裁委員会，家裁委員会）

(別紙第1)

前回の振り返りの要旨

(地裁事務局総務課長)

前回の岐阜地方裁判所委員会では、「裁判手続のIT化について」を議題にしたところ、委員の皆様からは、裁判手続のIT化によるメリットを歓迎する御意見を頂き、職場等でのIT関連の実体験も踏まえ、更なるIT化に向けてのヒントとなる御意見も賜った。

一方で、①当事者と対面しないことによって感情等を読み取れない弊害、②なりすまし対策等のセキュリティ確保の問題、③ITに一本化していくことによるIT弱者へのフォローアップの必要性など、今後の取組に向けた御指摘も頂いた。

裁判手続のIT化については、令和2年12月14日から、当裁判所の民事裁判手続の一部についての運用が開始された。開始に当たり、前回の委員会で御指摘を頂いた「感情等を読み取れない点」、「セキュリティの確保の問題」について、当面は訴訟代理人として弁護士が選任されている事件において、弁護士の事務所との間でやり取りを行うことから、大きな支障はないと思われるところ、今後、手続の範囲や対象が拡大することも想定されることから、これらの点や、「IT弱者へのフォロー」などに留意しつつ、IT化に対応していきたいと考えているところである。

(家裁事務局総務課長)

前回の家庭裁判所委員会では、「裁判所における子どもに関する手続等について」をテーマに、委員の皆様からの御意見を伺い、家庭裁判所として関係機関との更なる連携の必要性、虐待被害児童の心理等の知見の向上などに力を入れる必要を感じたところである。

本年度、岐阜家庭裁判所において開催を予定していた家事関係機関との連絡協議会においては「児童虐待」をテーマとして取り上げ、県下の子ども相談セ

ンターに対しても参加を打診していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて開催を断念した。しかし、昨今ますます「児童虐待」が深刻な問題となっていることから、来年度の同連絡協議会において、改めて「児童虐待」をテーマとして取り上げ、関係機関との連携を更に深めていく予定である。また、虐待被害児童の心理等の知見の向上を図るため、専門家の話を伺う機会も設けたいと考えている。

(別紙第2)

意見交換の要旨

(委員長)

岐阜地家裁における新型コロナウイルス感染症対策について、各担当部署から説明させていただき、庁舎内も一部御覧いただいたが、どのような御感想や御意見をお持ちになられたか。

また、委員の皆様が所属する組織や機関において行われている感染症対策についても、お伺いしたい。

(A委員)

裁判所は、不特定多数の方が来庁されるが、民間企業であれば、入口で検温して、中に入ってもらっても大丈夫かどうかをチェックすることが多いと思う。

今後、裁判所においても、そのような設備を導入する予定はあるのか。

(委員長)

現時点ではそのような予定はない。先ほどの説明のとおり、裁判員等候補者への検温は、随時、必要に応じて行っているが、来庁された方全員に検温を行うことは想定していない。設備的、費用的な問題もあるが、裁判所の立場上、仮に微熱があったとしても、誰でも自由に利用できるという裁判所の特徴からすると、そこまでの対応ができるのかは微妙な問題があり、慎重な判断が必要となると思っている。

(A委員)

当事者はともかく、発熱症状があるような傍聴人は、入庁を控えていただいてもよいのではと思わなくもない。我々弁護士としてもかなり気を使わなければいけないと思い質問した。

(B委員)

今の話の関係で、弁護士、検察官、裁判官であれば、それぞれの立場で対策

を執られていると思うが、傍聴人や当事者の家族などは自由に出入りするので、玄関で感染症への注意喚起をする必要性はより高いと思う。

ところで、以前、裁判所のエレベーター前に備え付けられていた消毒液が、液切れしていたことがあったので、気を付けてほしいと思う。

別の件になるが、先ほど家事調停事件の1日の指定件数を減らしているとの説明があったが、調停期日の曜日を増やすことなどはしているのか。

(委員長)

1日の指定件数を減らしたのは、調停室のうち窓のない部屋を使わないようにしたことが理由である。調停期日の曜日は、一時的に増やしたことはあるが、現在は、コロナ禍前の状態に戻っている。若干、次回以降の指定期日が先になっていることは懸念しており、電話会議の使用を多くして、1日の件数が増やせないか考えているところである。

(C委員)

家裁としては、調停事件の1日に処理できる上限が減少しているので、午後に一枠で行っている電話会議について、時間を調整して二枠にならないか、現在検討しているところである。

(A委員)

調停委員控室について、調停委員の方が打合せなどを行う際に一時的に密になったり、午前午後続けて調停事件を担当される場合、調停委員控室で昼食をとられることもあると思うが、その場合の対策は考えているのか。

(委員長)

調停委員控室が一時的に密になることもあると思うが、長時間にはなっていないものと認識している。調停委員に注意喚起をして、感染防止に留意するようお願いしているが、調停事件の開始時間は、同じような時間帯になることが多いので、一時的に一室に多くの調停委員が集まることのある旨の御指摘はそのとおりだと思う。

(D 委員)

裁判所では、執り得る限りの万全な対策が執られていると思う。検察庁としては、緊急事態宣言が発出されたときの裁判期日の続々の取消しと停滞は、二度とないようにしたいと強く思っている。期日、事件の停滞を防ぐために、協同、協力してやっていきたいと思う。

(E 委員)

ある事件の裁判員裁判のときに、マスクを着用したままでは証人や被告人の表情が読み取れないとして、マスクではなくフェイスシールドを使用して、証人尋問や被告人質問を行ったことがあり、そのときに大きめのフェイスシールドを使った結果、壁になって音を拾いにくかったことがあった。検察庁としてもマスクをするのが一番良いと思うが、裁判員から表情が見たいということもあると思うので、その方策として、証言台を透明な板で覆うなどの対策が執り得るのか伺いたい。

(F 委員)

執り得るかどうかも含め、検討したいと思う。

(G 委員)

障害者の組織の立場として、聴覚障害の場合は、手話だけでは読み切れないことがあり、顔の表情や口の動きを見たいので、マウスシールドを希望することがある。知事の会見などは口の動きが分かるようにフェイスシールドなどを使用して行っているように思うので、裁判所においても、聴覚障害の方が関与する事件、例えば、調停の場合は、調停委員の口の動きが見えるような対応をお願いしたい。

(H 委員)

初めて裁判所に来たが、しっかり感染症対策が執られていると感心した。

気になったことは、傍聴席に不特定多数の方が来られるということだが、同じ法廷にいた傍聴人の中から後日陽性者が出たような場合、当該感染者には、

その旨を告知する義務はあるのか。また、そのような場合に状況等を伝えるため、傍聴人から連絡先などの情報を教えてもらうことは可能か。

(委員長)

そのような場合には問題になるところであるが、裁判所としては、傍聴人に住所や氏名、連絡先を聴くということはしていない。そもそも裁判は誰でも自由に傍聴することができる制度なので、仮に、そのような情報を聴いたとして、その情報の真偽を確認するために証明書類等の提示を求めることができるのか、証明書類等を持っていないと言われたときにどうするのかなど様々な問題があり、傍聴していた方を後から追跡できるような状況にはない。

実際は、全く関係のない方が傍聴に来られることは少なく、関係者の方が多いので、当事者に連絡すれば分かることがあるのは事実である。しかし、注目されている刑事裁判では事件に関係のない一般の方が多く来ることも事実であり、事件に関係のない方の追跡はできないことになる。誰でも自由に傍聴できる制度からするとやむを得ないところである。

(I 委員)

医療関係者として、現在、第三波が到来して厳しい状況になっている。裁判所には不特定多数の方が来られるという現状を考えると、もう少し入口でフィルターをかけた方がよいと思う。検温器は、そこまで高価ではないので、入口に一人職員を付けて検温するようにすれば、実現可能ではないかと思う。

また、職員が発熱した場合のマニュアルなどがあるとよいと思う。裁判所には密室となる場所が多いので、換気や今の時期は乾燥対策をする必要があると思う。私の医院では、一人でも感染するとクラスターになって医院を閉めなくてはならなくなるので、入口に職員が一人付いて、全員検温するようにしている。

(委員長)

職員が感染した場合の対応マニュアルは策定している。岐阜の裁判所では、

現在までに感染した職員はいないが、全国の他の裁判所では、実際に職員が新型コロナウイルスに感染したという事例はある。そのようなケースを踏まえて、マニュアルなどは整備されているが、感染者が出ないことを切に願っている。

先ほどから御指摘があるとおり、傍聴人など不特定多数の把握できない方に対して、どのように対応するのかという問題はある。

(J 委員)

裁判所では、きめ細やかな感染症対策がなされていると思う。先ほどから傍聴人の話が出ているが、世間の注目を集めるような事件など相当数の傍聴希望者が集まって傍聴席の抽選をすることになったときの対策はどのようにされているのか。

また、仮に傍聴席を絞ったとしても、裁判所は自由に出入りできるので、廊下などで傍聴希望者が密になることもあると思うが、その場合に備えてどのような対策をされているのか。

(委員長)

ほとんどの事件は傍聴席が埋まることはないが、それをはるかに超える傍聴希望者が集まったときには混乱に陥るので、指定時刻の少し前に抽選を締め切るような対応をせざるを得ない。

仮に、傍聴希望者が多く集まった場合に、どこで待つのか、並ぶのかが問題だということでしょうか。

(J 委員)

一番良いのはそのような事件が発生しないことだが、今は先が見通せないところもあるので、何か対策をされているのか伺いたい。

(F 委員)

刑事部としては、これまでそのようなことがなく、今後も傍聴希望者が多く集まるような事件は予定されていないので、現時点で特段の対策を策定するまでには至っていない。

(委員長)

傍聴希望者には、ある程度の距離を取って並んでいただくことになると思われ、少数であれば庁舎内で何とかかなると思うが、多数の方が集まったときは、庁舎の中だけでは対応できないことも有り得るかもしれない。そのような場合は、そもそも事件を開廷してもよいのかということを考えなければならないと思う。

(K委員)

裁判所は、万全なコロナ対策がなされていて、自治体としては参考にさせていただくことが多々あった。

「司法の窓」の中に模擬裁判の様子が載っていたが、私の自治体では模擬選挙などを行っており、このコロナ禍で実施方法等について悩んでいるのが実情である。

裁判所における広報行事の今後の方向性などについて、参考に伺いたい。

(地裁事務局総務課課長補佐)

当庁では、模擬裁判や法廷見学など、一時期は実施を制限していたが、現在は人数を絞るなどして、各学校関係者などの希望に応じて法廷見学や傍聴を実施している。その他の広報関係で、裁判所に来庁しなくても実施できる形式がないか検討している。

(A委員)

避難訓練の関係では、裁判所もコロナウイルスの影響で控室や待合室などが変更となったことで、避難誘導の際に使用するヘルメットの定数が変わるなど、いろいろな影響があると思う。コロナ禍でも地震は起こるので、そのようなときの対応を検討されていれば伺いたい。

(委員長)

避難訓練は毎年行っているが、多くの職員が集まって行うことは難しい状況なので、集まる職員を限定して、避難経路などの段取りを順次確認していくと

いう訓練しか現状は難しいところである。

(A委員)

控室や待合室などが変わると、本来とは違う部屋に人が集まるので、避難用のヘルメットの数が予定されている数より少なかったり、誘導場所への誘導の仕方が変わったりすることがあると思われるが、何か検討されていることがあれば伺いたい。

(委員長)

待合室を増やした結果、一つの待合室にいる人数が減っているので、ヘルメットの総数が足りないということはないと思われる。

御指摘のように、避難誘導経路自体は変わってくると思われるので、そこを意識した訓練をしなければいけないと思う。

(B委員)

実際には、一般の方の出入りが多いのは家庭裁判所のように思う。現在、受付においては、パーテーションや消毒液を設置するなどの対応ができていると思うが、その他に待合室や調停室にも消毒液を置いたり、家事調停の受付の際に検温するなどの対応が考えられると感じた。

(L委員)

ホテル業は、不特定多数の方が多く来られる業種であるが、幸い、お客様や従業員の中から感染者は出ていない。

緊急事態宣言後は、休業せずに一部縮小しながら営業してきた。緊急事態宣言解除後は、レストランのスペースを2分の1に縮小したり、宿泊部屋も空室を1部屋おきにするなどの対応をしてきた。第三波やG o T oトラベルの停止などに屈することなく、従業員のモチベーションの維持が大事だと思って頑張っている。

当ホテルの行った感染症対策では、お客様にアルコール消毒、検温や健康チェックシートの提出などの協力をお願いした。

なお、健康チェックシートには、お客様の連絡先等の情報も記載していただいている。

(M委員)

当機関（財団法人）で行った各組織とは異なる感染症対策は、抗菌効果のあるコーティング剤を事務室内に塗布したことである。

コーティング剤の抗菌効果については、確認しづらいところがあり、予算化して実施することは難しいかもしれないが、抗菌効果が確認されたコーティング剤も出ていると思うので、感染症対策の一つとして紹介した。

(N委員)

本日、裁判所を見せていただき、非常にしっかりした感染防止対策が執られていると感じた。感染防止と感染拡大防止は切り分けて考えるべきで、感染防止の観点からは検温を徹底すること、関係のない方の来庁を控えていただくことが必要ではないかという感想を持った。

(委員長)

当庁では、職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者と認定された事例は今のところ発生していないが、今後発生する可能性がないとは言えない。

実際に組織の中で感染者が出た場合に、周囲の他の職員についても、濃厚接触者とまでは認定されなくても、出勤を控えなければならないなどの問題が起こり得ることは否定できないところであり、そのような場合の対応について、経験された委員がいたら御意見を伺いたい。

(K委員)

当機関（自治体）では、職員がコロナに感染した事例があった。対応マニュアルは作成しており、それまでの経験を踏まえ、順次見直しや改定を行っている。

マニュアルは、職員が認識していなければ意味がないと思うので、職員が認識しやすい環境作りをしながら、見直しや改定をしたときはフィードバックす

るようになっている。

(O委員)

当機関（警察）でも職員に感染者が出た。職務上、不特定多数の人と接触せざるを得ないところがあり、感染リスクの高い職種だと思う。

対応は対策本部に一元化し、部門ごとにフォロー体制が確立されており、感染者が出た場合には、本部、出先機関、部署間で人員を派遣し合うようになっている。

(P委員)

保護司の場合は、少年と会うことになるので、接触する場合は、相手方の体調などを確認した上で接触するようになっている。

(委員長)

本日は、様々な貴重な御意見を頂いた。今後の裁判所の運営の参考にさせていただきたい。